



令和7年度 第3回 始良市子ども・子育て会議

日時 令和8年2月9日（月）午後6時30分～
場所 始良市役所本庁舎3階 大会議室

【第3回 始良市子ども・子育て会議】

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

- (1) 第3期始良市子ども・子育て支援事業計画の変更（追記）について…資料1
- (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可及び確認について…資料2
- (3) 市内教育・保育施設等の認可定員の増加について…資料3
- (4) 市内教育・保育施設等の利用定員の減少について…資料4
- (5) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の委託について…資料5

4 その他

5 閉会

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施に伴う 第3期始良市子ども・子育て支援事業計画の変更（追記）について

1 経緯

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は児童福祉法の一部改正により令和7年4月から、認可を受けて事業を実施することが位置付けられました。

令和8年度からは、新たに「乳児等のための支援給付」として全国の自治体でも実施されることとなり、事業を円滑に実施するため、令和7年9月29日に子ども・子育て支援事業計画に関する国の基本的指針が改正されました。

同改正については、令和8年4月1日から適用されるため、第3期始良市子ども・子育て支援事業計画の一部変更（追記）が必要になりました。

2 改正内容（乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する、第3期始良市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）に位置づけが必要な事項）

- (1) 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (2) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項※。

※一体的な子育て支援サービスの提供のため、幼稚園及び保育園、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施者の連携に関する事項

3 計画の変更（追記）について（案）

前項（1）については既に計画に位置づけがされていますが、量の見込み等の数値を修正します。

前項（2）については、現計画に位置づけが無いため、次頁以降のとおり計画を変更（追記）します。

【※変更（追記）案については裏面以降のとおり】

【参考】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

①目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された通園制度です。

②事業概要

対象者：保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満

利用方法：月10時間以内

本市での実施状況：：令和8年4月1日から実施予定

① 変更（追記）箇所 （計画 6 1 ページ）

旧

○教育・保育施設の一体的提供の推進（こども家庭センターにおける伴走型支援）

児童福祉と母子保健の一体的相談支援体制の構築を目的として、令和 7 年度中に設置予定のこども家庭センターにおいて、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。

今後も、施設の状況や保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園の整備も含めた教育・保育施設の一体的提供の推進に努めます。

新

○教育・保育の一体的提供及び教育・保育推進に関する体制の確保

施設の状況や保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園の整備も含めた教育・保育施設の一体的提供の推進に努めます。

また、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

なお、認定こども園等における満 3 歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

児童福祉と母子保健の一体的相談支援体制の構築を目的として、令和 7 年度中に設置予定のこども家庭センターにおいて、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。

② 変更（追記）箇所 （計画 6 1 ページ）

旧

○こども誰でも通園制度の実施

令和 8 年度からの本格実施に向けて、こども誰でも通園制度の国の…（以下略）

新

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施

令和 8 年度からの本格実施に向けて、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の国の…（以下略）

量の見込み＝計画策定時に計上していた数値に計画策定に伴うニーズ調査で利用の意向を示した割合を乗じて算定した数値に修正しました。
 確保方策＝国および県より量の見込みに対して、確保方策が充足している必要があり、提供体制の確保に努めるよう指示があったため修正しました。

③ 変更（追記）箇所 （計画 85 ページ）

旧

量の見込みと確保方策（0歳児）		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	14	13	13	13	13
②確保方策	人	未実施	5	5	9	9	9
③過不足（②-①）	人	未実施	▲9	▲8	▲4	▲4	▲4
量の見込みと確保方策（1歳児）		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	13	12	12	12	12
②確保方策	人	未実施	7	7	9	9	9
③過不足（②-①）	人	未実施	▲6	▲5	▲3	▲3	▲3
量の見込みと確保方策（2歳児）		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	12	12	11	11	11
②確保方策	人	未実施	7	7	9	9	9
③過不足（②-①）	人	未実施	▲5	▲5	▲2	▲2	▲2

確保の考え方：確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育施設等との協議を行い、提供体制の確保に努めます。

新

量の見込みと確保方策（0歳児）		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	8	7	7	7	7
②確保方策	人	未実施	8	7	7	7	7
③過不足（②-①）	人	未実施	0	0	0	0	0
量の見込みと確保方策（1歳児）		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	7	7	7	7	7
②確保方策	人	未実施	7	7	7	7	7
③過不足（②-①）	人	未実施	0	0	0	0	0
量の見込みと確保方策（2歳児）		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	7	7	6	6	6
②確保方策	人	未実施	7	7	6	6	6
③過不足（②-①）	人	未実施	0	0	0	0	0

確保の考え方：利用者のニーズに応じて、乳児等通園支援事業者等と協議を行い、提供体制の確保に努めます。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可及び確認について

◆対象者と目的

0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とした事業であり、月一定時間までの利用可能枠の中で施設に通園することで、子どもが家庭と異なる経験をすることや保護者の孤立感、不安感の解消すること等を目的としている。

◆認可

民間事業者が、本事業を行うためには、市長の認可が必要であり、条例で定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に適合していることが条件となる。また、その手続きの1つに子ども・子育て会議等で意見聴取を行うことが必要となる。

◆確認

令和8年度から、乳児等通園支援事業の実施事業所に支給する「乳児等のための支援給付」が創設され、この給付の対象となる旨の確認を行う必要がある。確認は「始良市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」(3月議会上程予定(経過措置あり))に基づき、利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議等で意見聴取を行うことが必要となる。

◆申請のあった施設と事業計画について(令和8年4月1日事業開始)

No	施設区分	施設名	事業区分	利用方法	利用定員				受入時間		実施曜日	利用料 (1時間 当たり)	障害児 の受入
					全体	0歳	1歳	2歳	開始時刻	終了時刻			
1	保育所	帖佐すずらん保育園	一般型 (在園児合同)	定期	3	0	0	3	9:00 ~ 17:00	月曜日 ~ 金曜日	300円	○	
2	認定 こども園	建昌菜の花保育園			3	0	0	3					
3	認定 こども園	建昌こぎく保育園			3	1	1	1					
4	認定 こども園	建昌保育園			3	0	1	2					
5	小規模 保育事業所	建昌つぼみ保育園			3	2	1	0					
6	認定 こども園	ひまわりこども園	一般型 (専用室独立)	柔軟	3	0	1	2	8:30 ~ 13:30	月曜日 ~ 金曜日	300円	○	
7	認定 こども園	おひさまこども園	余裕活用型		3	1	1	1	9:30 ~ 11:30				
8	認定 こども園	太陽の子どもたち			3	1	1	1					
9	小規模 保育事業所	ひなたぼっこ保育園			3	1	1	1					
10	認定 こども園	蒲生てんてんこども園		3	1	1	1						
11	児童発達 支援事業所	ハーフアステップ Becoming	一般型 (専用室独立)	定期柔軟 混合	9	3	3	3	9:00 ~ 12:00	火曜日 金曜日		○	

○用語の説明

用語	説明
事業区分	大きく2つに区分される(一般型と余裕活用型)
一般型	利用定員や預かる部屋を設けることで受け入れを行う方法
在園児合同	併設された保育所等の在園児と一緒に過ごすことを基本とする場合
専用室独立	本事業を利用する子ども同士で過ごすことを基本とする場合
独立施設	保育所等に併設せず、本事業のみを実施する場合
余裕活用型	保育所等の空き定員の枠を活用して受け入れを行う方法
利用方法	利用者が施設を利用するときの利用パターン
定期利用	利用する曜日や時間帯を固定し、定期的に利用するパターン
柔軟利用	利用する時間帯を固定せず、こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用するパターン
定期柔軟混合	上記2つのパターンのどちらにも施設が対応できる場合
利用定員	施設が同じ時間帯に一度に預かることのできる定員数

◆ 市の考え

- ・ 設備や運営に関する基準を満たしているため、上記全ての施設を認可したいと考えている。
- ・ 確認申請書の提出を依頼する予定であるが、認可申請書に添付する実施計画書において利用定員の把握ができていることから、事前に意見を伺ったうえで確認することとしたい。
利用定員については、事業実施初年度に当たり、幅広い事業所が必要と考えており、実施計画書にあった利用定員において確認することとしたい。

◆ 今後のスケジュール

- 2～3月 事業の周知、市民に登録を案内する
- 4月1日 認可した施設が事業を開始する

市内教育・保育施設等の認可定員の増加について

第2回の子ども・子育て会議で報告した内容と重複するが、今年度保育所の建替えを行う2施設は、建替えに伴って利用定員の増員を計画している。市が認可する利用定員の増員に伴い、県が認可する認可定員の増員の手続きを併せて行う必要がある。各法人が県に提出する書類の一つに、市の意見書があることから、下記の市の意見について委員からご意見をいただきたい。

◆ 施設と認可定員について

施設名	帖佐すずらん保育園			保育園クオラキッズあいら		
法人名	社会福祉法人 建昌福社会			社会福祉法人クオラ		
住所（施設）	始良市鍋倉740番地			始良市平松4676番地		
認可定員 （利用定員）	変更前①	変更後②	増員 （②-①）	変更前①	変更後②	増員 （②-①）
		55	60	5	60	70
0歳	3	3	0	6	6	0
1歳	6	6	0	6	6	0
2歳	8	8	0	12	12	0
3歳	12	14	2	12	15	3
4歳	13	14	1	12	15	3
5歳	13	15	2	12	16	4

◆ 第3期 始良市子ども・子育て支援事業計画

【3～5歳】2号認定（保育希望）

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み （需要）	2号（保育希望）	人	1,286	1,273	1,273	1,273	1,273
②確保方策 （供給）	特定教育・保育施設	人	1,063	1,073	1,073	1,073	1,073
	地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設 （地域枠）	人	40	40	40	40	40
	合計	人	1,103	1,113	1,113	1,113	1,113
③過不足（②-①）		人	▲ 183	▲ 160	▲ 160	▲ 160	▲ 160

②確保方策（施設の定員）に対して、令和7～11年度の①量の見込み（保育ニーズ）はいずれも100%を超えている。

◆ 認可定員を増やすことに対する市の意見

今回増員を計画している区分（3～5歳の2号認定（保育希望））は、上記計画のとおり、始良市全体の供給（施設の定員）に対して、令和7～11年度の需要（保育ニーズ）はいずれも100%を超えていることや、始良市内でも保育ニーズの高い傾向にある始良地区であることから、認可定員の増員が必要と考えている。

市内教育・保育施設等の利用定員の減少について

令和7年12月18日に社会福祉法人いわお福祉会より、山田保育園の利用定員を令和8年4月1日より10名減らす届出があったことを報告する。詳細は、次のとおりである。

◆ 利用定員を減少する理由

- ① 山田小学校区の子ども（0～5歳）の減少
- ② 職員（保育士）の不足による受入可能人数の低下
- ③ 在園児数と利用定員の差による交付金の低下

※ ③の補足

★在園児数が70名するとき、利用定員が70人と80人の場合の交付金額（基本分のみ）

区分・年齢		在園児数	利用定員が70人の場合①		利用定員が80人の場合②		交付金額の差額 (①-②)
			1人当たりの 単価	交付金額(月額)	1人当たりの 単価	交付金額(月額)	
2号	4・5歳児	32	55,700	1,782,400	51,150	1,636,800	145,600
	3歳児	14	63,780	892,920	59,230	829,220	63,700
3号	1・2歳児	20	129,210	2,584,200	124,660	2,493,200	91,000
	0歳児	4	210,070	840,280	205,520	822,080	18,200
合計		70		6,099,800		5,781,300	318,500

在園児数が70人であったとしても、利用定員が異なると交付金の1人当たりの単価が変わるため、上記のように給付される交付金（基本分）に差が生じる。

◆ 利用定員の減少の内訳

年齢	変更前	変更後	差引
0歳	10	5	▲ 5
1歳	10	10	0
2歳	15	10	▲ 5
3歳	15	15	0
4歳	15	15	0
5歳	15	15	0
合計	80	70	▲ 10

◆ 利用定員減少届の提出に到るまでの経緯

令和7年10月に山田保育園より、職員の離職により保育士不足となったことから、受け入れ可能な在園児が少なくなり、市からの交付金も併せて少なくなった。これらの状況の解決策として利用定員を減らしたいとの相談があった。

その相談に対して、始良市としては待機児童が発生していること、山田保育園への入所を希望するも入所できない人がいること等をお伝えし、保育士を確保し、在園児数を元に戻すことで施設の経営を健全な形にしていきたいことをお伝えした。

その後、山田保育園と協議を重ねたが、利用定員を減らす意思が固いことを示されたため、市としては、現時点の在園児童数以上の人数にすること、体制が整った際には80名に戻してほしいことを伝えた。

上記内容のとおり12月18日に、利用定員減少届の提出があり、在園児童数以上の人数への変更であること等、その他書類に不備はなかったため、受理した。

◆ 今後の利用定員の確保方策について

保育所等の建替えを計画している事業者に対して、各地区の保育ニーズを考慮し、必要に応じて定員数の増加を働きかける。

令和8年度からの放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の委託について

令和8年4月1日より、新たに4つの施設へ当該事業を委託予定である。詳細は、次のとおり報告する。

◆市が委託を必要と判断した背景

①登録者数の推移と空き状況

児童クラブ登録者数は、年々増加傾向にあり、新規の受入れが難しい状況である。

また、入所選考には、保育の必要性が高い低学年の児童が優先されるため、定員超過により、高学年の児童は、希望しても継続利用が難しい傾向にある。

②第3期始良市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の状況

令和7度4月時点の登録児童数は、1,250人と、計画の見込みを大きく超えており、更に待機児童が発生していることから、利用希望者のニーズを満たすことができない現状がある。

◆令和8年4月1日から委託予定の児童クラブ一覧

※定員：一度に預かることのできる児童数

1	施設名	あすなる児童クラブ	運営法人	社会福祉法人興教寺福社会
	開設場所	西餅田3397番地5	定員※	21人
	小学校区	建昌・始良・松原なぎさ		
	位置図			
委託理由	令和3年度から自主事業として活動している実績があり、一定の登録児童が利用しているため。			
2	施設名	なぎさ児童クラブ	運営法人	株式会社ジョイントライフ
	開設場所	松原町2丁目27番地9	定員※	19人
	小学校区	松原なぎさ・始良・重富		
	位置図			
委託理由	対象の小学校区は、特に需要が高く、令和7年4月時点で待機児童が発生しているため。			

	施設名	児童クラブポラリス第二	運営法人	リハケアウイング株式会社
	開設場所	東餅田1442番地1	定員※	15人
	小学校区	松原なぎさ・建昌・帖佐・始良・錦江		
3	位置図			
	委託理由	現在の加治木地区に住んでいる乳幼児の人数から、各年度の小学校の在園児数を試算したところ、直近の児童数は、やや増加することが見込まれるため。		
	施設名	児童クラブベルデ	運営法人	社会福祉法人ハレルヤ福祉会
	開設場所	加治木町反土2772番地2	定員※	36人
	小学校区	柁城・加治木・錦江		
4	位置図			
	委託理由	加治木地区において、令和7年4月時点で待機児童が発生しており、今後も需要が見込まれるため。		

◆支援の単位の推移

令和7年度 28施設 → 令和8年度 32施設(予定)